

長崎市告示第539号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、本市の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年8月6日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 徴収事務の受託者の住所及び氏名

長崎市古町1番地

やまさ海運㈱ 代表取締役 伊達 昌宏

長崎市高島町2706番地

有限会社 高島海上交通 代表取締役 富川 清美

長崎市丸尾町1番48号

㈱シーマン商会 代表取締役 山下 裕子

長崎市蚊焼町619-1

㈱ユニバーサルワーカーズ 代表取締役社長 久遠 龍史

長崎市高浜町3960番地3

馬場 広徳

2 歳入の種類

長崎市端島見学施設条例第6条第2項に定める使用料

3 指定日

令和8年3月23日

4 委託日

令和8年4月1日

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで